

住宅省エネルギー性能証明書・増改築等工事証明書発行業務約款

申請者(以下「甲」という。)及び株式会社ならでは(以下「乙」という。)は、関係法令等を遵守し、住宅省エネルギー性能証明書ならびに増改築等工事証明書(以下「証明書」という)の発行に関する審査(以下「証明審査」という。)の実施について必要な事項を定め、この約款(申請書を含む。以下同じ。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

第1条(甲の責務) 甲は、申請する住宅の情報を所定の申請書(以下「申請書」という。)に明記しなければならない。

2 甲は、申請書ならびに審査に必要な図書を乙に提出しなければならない。

3 甲は、乙が提出された書類のみでは証明審査を行うことが困難であると認めて請求した場合は、乙の証明審査業務の遂行に必要な範囲内において、業務の対象の施工状況その他必要な情報の追加書類を双方合意の上定めた期日まで遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

4 甲は、定められた額の料金を、第4条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。

第2条(乙の責務) 乙は、関係法令等及びこれに基づく告示・命令等に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、業務を行わなければならない。

2 乙は、証明書の発行を、担当する建築士事務所の名において、次条に定める日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。

第3条(業務期日) 乙の業務期日は、乙が甲に証明審査の結果の概要を伝え、甲の承認を得てから7営業日後とする。

第4条(料金の支払期日) 甲の支払期日は、証明書発行月の翌月末とする。

2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

第5条(料金の支払方法) 甲は証明手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお、振込に要する手数料は甲の負担とする。

2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

第6条(甲の解除権) 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 第3条における甲の承認前で、甲が証明審査業務の停止を希望した場合。

(2) 乙が、正当な理由なく、証明審査業務を第 3 条第 1 項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合。

(3) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

第 7 条(乙の解除権) 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

第 8 条(乙の免責) 乙は、証明審査を実施することにより、甲の想定する税制上の優遇が受けられることを保証しない。

2 乙は、甲が提出した申請関係図書に虚偽があることその他の事由により、適切に業務を遂行できなかった場合は、当該業務の結果に責任を負わないものとする。

第 9 条(国土交通省等への報告) 乙の行う証明審査業務について、国土交通省や申請者の住所を管轄する税務署等から業務に関する報告を求められた場合には、乙は当該事案にかかる審査および検査の内容、判断根拠その他の情報について、報告等を行うことができるものとする。

第 10 条(個人情報の保護) 乙は、原則として、次に示す場合を除くほか、甲の同意を得ることなく、業務に関して知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)を第三者に開示・提供してならない。なお、甲の請求があった場合は、個人情報の第三者への提供は速やかに停止するものとする。

(1) 第三者への提供条件

ア 人の生命・身体又は財産の保護のために必要な場合であって、緊急を要する等、本人の同意を得ることが困難である場合。

イ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

ウ 監査機関による自主監査時に開示を求められた場合。

エ 事業の承継に伴って個人情報を提供する場合。

オ 業務の遂行に必要であると合理的に認められる範囲内において、業務委託先に提供する場合。

キ その他法令等に基づき第三者に対する開示又は提供が認められる場合。

(2) 提供される個人情報の項目

物件概要(建築主、建物名称、住所、建物用途等)、商号又は名称、住所、氏名、電話番号等

第 11 条(秘密保持) 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。

- (1) 既に公知の情報である場合
- (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

第 12 条(事例としての再利用) 乙は、甲から提供を受けた物件の資料について、個人情報の削除を行ったうえで、一般的な事例としてホームページ等で公開できるものとする。

第 13 条(別途協議) この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

第 1 条 この約款は令和 4 年 11 月 1 日から施行する。